

# に引き上げられます

12月定例会で各常任委員会に付託された議案の審議内容(抜粋)

## 大崎町公共下水道条例審査特別委員会

### ●大崎町公共下水道条例の一部改正

(公共下水道条例の改正内容及び審議内容などについては8ページから9ページにも掲載)

**質**…合併浄化槽の維持費と下水道使用料の1期当たりの差はどれくらいあるのか。

**答**…大崎町公共下水道事業審議会の時点では、合併浄化槽の年間の維持費として、保守点検料が年間3万円、法定検査料が年間当たり2千円、合計で3万2千円になる。3万2千円を下水道使用料の請求がある6期で割ると、1期当たり5千330円となる。それから、下水道使用料の1期当たりの金額については、一人世帯で換算をした場合、国の基準となる15立方メートルを引用して、一人世帯で1期当たり30立方メートルとなる。それを基に計算すると、消費税を含めて4千950円となり、合併浄化槽の維持費が3800円高いといふことで説明を行っている。なお、審議会での説明の時には含めていなかった合併浄化槽のブローの電気代8千円を加えて、1期当たりの合併浄化槽の維持費を算出すると6千660円になり、下水道の1期当たりの金額4千950円と比較して1710円の差額として考えられる。

**質**…今回の下水道使用料の料金改定では、激変緩和措置期間が設けてあるが、最終的には1.6倍強の上昇となる。何故今の時点で行うのか。何故このような状況になるまで対応しなかったのか。

**答**…料金改定の内容については、指摘の通りである。平成21年に最後の公共下水道の工事を施工しており、平成14年

度の供用開始から約17年経過しているが、この時期まで下水道接続の推進をはかる必要があるという認識のもとで、料金改定してきていない状況である。

**質**…合併浄化槽の維持費と下水道使用料の比較を行った資料について、下水道区域内の方が汲み取り方式や合併浄化槽などから、下水道に接続する際に要した既存の浄化槽からの取り外しや埋め戻しの費用などは含まれておらず、下水道使用料だけの比較になっている。このことについてどう考えているのか。

**答**…提示した資料については、下水道使用料と合併浄化槽の年間の維持費を比較したものであるため、合併浄化槽の設置費用や下水道への接続に対する施工費用についても考慮すべきであった。

**質**…今回の説明から汚水の処理費用が不足していることが分かったが、その不足分を今回の料金改定で直接上乘せしているように見受けられる。担当課として不足を解消するための努力はどのようになされたのか。

**答**…担当課として下水道事業の中身を改善するか、対策を講じたといふような直接的な改善策については、申し上げられない状況ではあるが、下水道事業を供用開始した時点では職員5人体制であったが、現在では下水道係は職員一人に対応しており、人件費については4人分削減している状況である。

**質**…今回の料金改定は、激変緩和措置はあるが、最終的には現行の使用料の1.67倍になる。今回の下水道条例の改正内容からすると、下水道の使用料が一番多い10立方メー